

高等専門学校機関別認証評価について

高等専門学校機関別認証評価について

- 高等専門学校機関別認証評価実施の背景
- 評価の目的
- 評価の基本的な方針
- 評価の実施体制・方法
- 評価のプロセス・スケジュール
- 追評価

学校教育法が定める 高等専門学校評価制度

- 高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、当該高等専門学校の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(教育研究等)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表(自己評価等)するものとする。
- 高等専門学校は、前項の自己評価等に加え、当該高等専門学校の教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに、認証評価機関による評価(認証評価)を受けるものとする。
- 認証評価は、高等専門学校の求めにより、高等専門学校評価基準(認証評価機関が定める基準)に従って行うものとする。

2

平成16年度以降の大学等評価

- 認証評価(大学の質の保証等に関わる評価)
 機関別認証評価(国公立大学、高等専門学校)
 専門分野別認証評価(法科大学院など専門職大学院)
- 国立大学法人評価(国立大学及び大学共同利用機関)

3

中央教育審議会答申(2002年8月)
『大学の質の保証に係る新たな
システムの構築について』

学校教育法 改正
2003年4月1日施行
認証評価制度の導入に係る改正は
2004年4月1日施行

- ・大学等(国公立大学及び高等専門学校)に自己点検・評価とその結果の公表を義務化
- ・大学等に文部科学大臣の認証を受けた機関による評価(認証評価)を義務化

4

高等専門学校機関別認証評価関係文書

- 高等専門学校機関別認証評価実施大綱: 評価の基本的方針および評価実施に関する基本的な内容
- 高等専門学校評価基準(機関別認証評価): 評価はこの基準に基づいて実施
- 自己評価実施要項(高等専門学校機関別認証評価): 対象高等専門学校が行う自己評価に当たっての実施要項
- 評価実施手引書(高等専門学校機関別認証評価): 機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書
- 訪問調査実施要項(高等専門学校機関別認証評価): 対象高等専門学校が訪問調査を受ける際に準備及び対応する事項

5

高等専門学校機関別認証評価の目的

- 認証評価機関が定める高等専門学校評価基準に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証する。
- 評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、各高等専門学校の教育研究活動等の改善に役立つ。
- 高等専門学校の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として高等専門学校が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく。

6

評価の基本的な方針

- 高等専門学校評価基準に基づく評価
- 教育活動を中心とした評価
- 各高等専門学校の個性の伸長に資する評価
- 自己評価に基づく評価
- ピア・レビューを中心とした評価
- 透明性の高い開かれた評価

7

高等専門学校評価基準に基づく評価

- 機構の設定する高等専門学校評価基準に基づき、
- 各高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況について、
- 基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施する。

8

教育活動を中心とした評価

- 全ての国・公・私立高等専門学校が利用し得るものであること、
- 評価の国際的動向等を勘案し、
- 教育活動を中心として高等専門学校の総合的な状況の評価を実施する。
- 高等専門学校の希望に応じて、研究活動の状況や正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況についても、評価を実施する。

9

各高等専門学校の個性の伸長に資する評価

- 高等専門学校評価基準に基づいて行われるが、
- その判断に当たっては、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、
- 教育研究活動等に関して各高等専門学校が有する「目的」を踏まえて評価を実施する。

「目的」：高等専門学校の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等

10

自己評価に基づく評価

- 評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた高等専門学校の主体的な取組を支援・促進するためのものである。
- 実効あるものとして実現していくために、機構の示す高等専門学校評価基準等に基づき、高等専門学校が自ら評価を行うことが重要である。
- 機構の評価は、高等専門学校が行う自己評価の結果を分析し、その結果を踏まえて実施する。

11

ピア・レビューを中心とした評価

- 高等専門学校教員の教員及び
- それ以外の者で高等専門学校の教育研究活動に関し識見を有する者による
- ピア・レビューを中心とした評価を実施する。

12

透明性の高い開かれた評価

- 意見の申立て制度を整備し、
- 評価結果を広く社会に公表することにより、
- 透明性の高い開かれた評価を行う。
- 開放的で進化する評価を目指して、
- 評価の経験や評価を行った高等専門学校の意見を踏まえつつ、
- 常に評価システムの改善を図る。

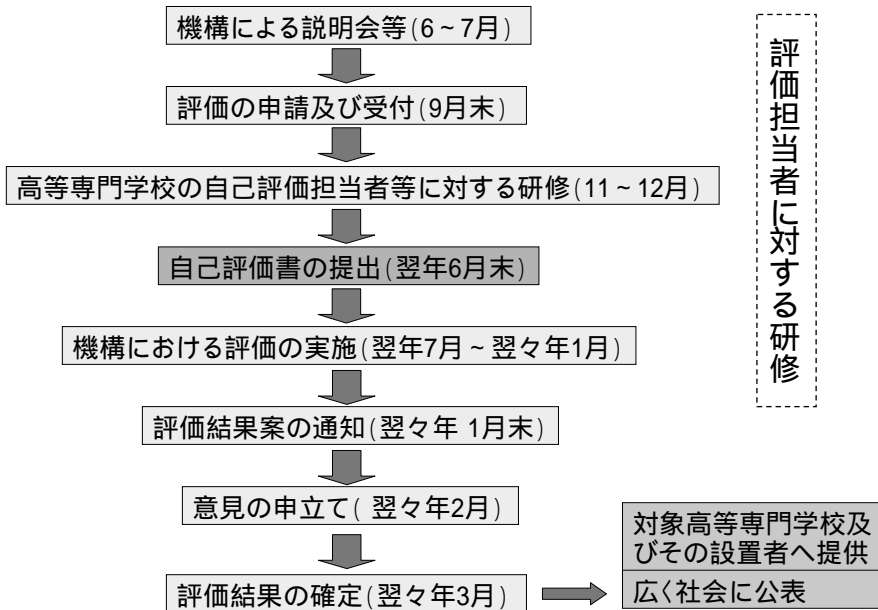
13

評価の実施体制

- 高等専門学校機関別認証評価委員会(委員20人以内):国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者から構成される。
- 評価部会:評価委員会の下に設置され、具体的な評価を行う。対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家等を配置する。
- 運営小委員会:各評価部会間の横断的な事項や評価報告書原案の調整等を行います。

14

高等専門学校機関別認証評価のスケジュール



15

追評価

- 高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された高等専門学校は、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができる。
- この評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、学校全体として高等専門学校評価基準を満たしているものと認め、その旨公表する。